用途地域別建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 × 建てられない用途 ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり			第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり。
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		×	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗及び飲食店を除く。
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの		×	×	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		×	×	×	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの		×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 10,000㎡を超えるもの		×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの		×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの		×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの		×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館			×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	×	▲ 3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等		×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	×	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等		×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等		×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	▲	×	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等		×	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	×	×	▲ 客席及びナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積200㎡未満
	キャバレー等、個室付浴場等		×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	▲ 個室付浴場等を除く。
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等		×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	図書館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院		×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等		▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所		×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）		×	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫		①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限		※一団地の敷地内について別に制限あり												
	倉庫業倉庫		×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）		×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり。 ▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		×	×	×	×	①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり。 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	危険性が大きいかまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	自動車修理工場		×	×	×	×	①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり。
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
		量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
		量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
		量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等			都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

高度地区指定で受ける制限

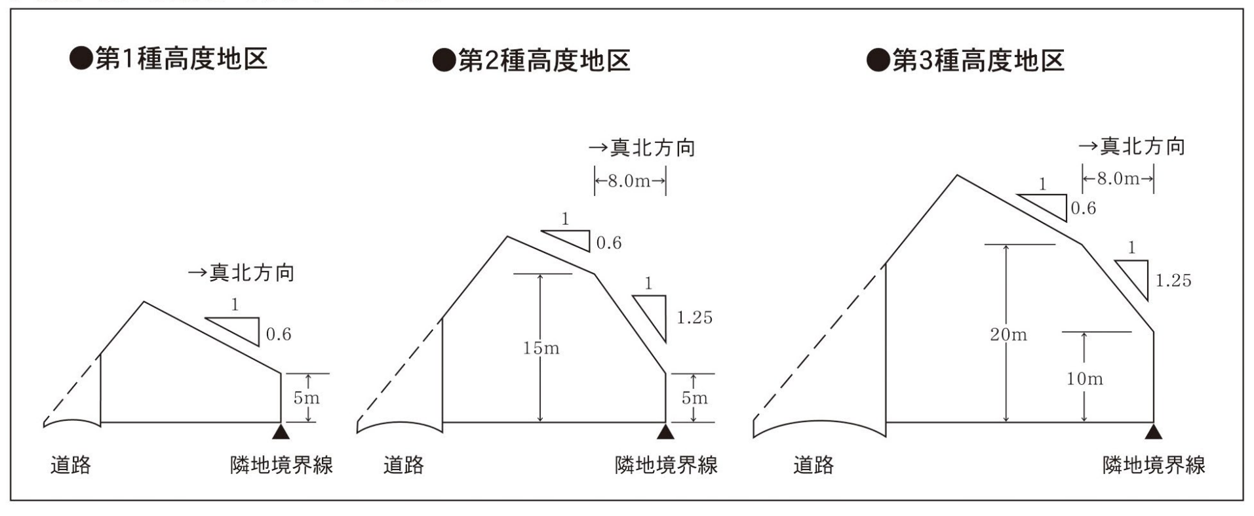

日影規制の基準（東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例）

用途地域等			日影規制				
用途地域	容積率（%）	高度地区	日影が規制される建築物	規制値種別	規制される日影時間 規制される範囲（敷地境界からの水平距離） 5mをこえ10m以内	10m以上	測定水平面（平均地盤面からの高さ）
第一種低層住居専用地域	50	第一種（高さの限度10m・12m）	軒高が7mをこえる建築物または、地上3階以上の建築物	（一）	3時間以上	2時間以上	1.5m
	60						
	80						
	100			（二）	4時間以上	2.5時間以上	
第二種低層住居専用地域	100	第一種（高さの限度10m）		（二）	4時間以上	2.5時間以上	1.5m
第一種中高層住居専用地域	150	第一種	高さが10mをこえる建築物	（一）	3時間以上	2時間以上	4.0m
	100	第二種					
	200						
第一種住居地域	200	第二種	高さが10mをこえる建築物	（一）	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
準住居地域	200	第二種	高さが10mをこえる建築物	（一）	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
近隣商業地域	200	第二種	高さが10mをこえる建築物	（一）	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
	300	第三種	高さが10mをこえる建築物	（二）	5時間以上	3時間以上	6.5m
準工業地域	200	第一種、第二種	高さが10mをこえる建築物	（一）	4時間以上	2.5時間以上	4.0m

※商業地域・工業地域・工業専用地域は規制の対象外です。

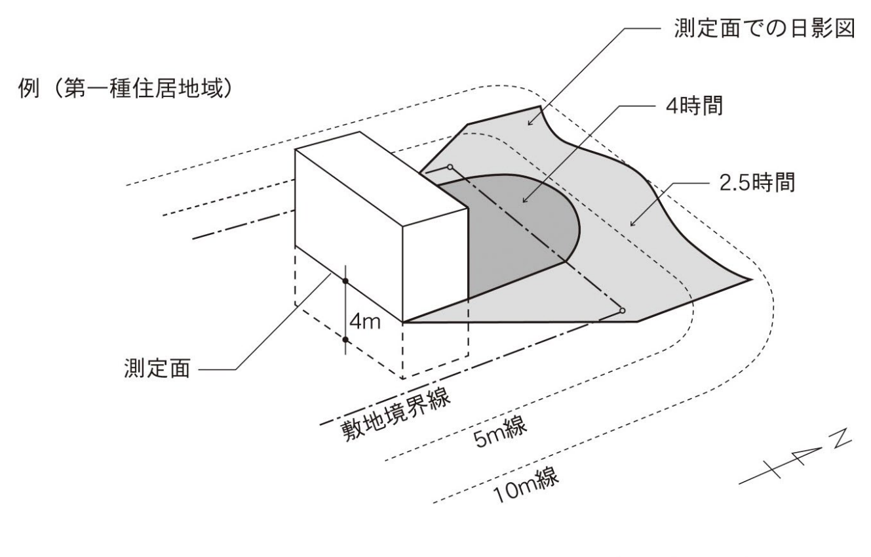

※測定線5mの線から、4時間日影が突出せず、10mの線から、2.5時間日影が突出してない例。

都市計画地区計画

国道１６号沿道元狭山地区地区計画

昭和60年11月11日都市計画決定　瑞穂町告示第70号
平成 7年 3月17日都市計画変更　瑞穂町告示第22号
平成 8年 5月31日都市計画変更　瑞穂町告示第62号

位置			瑞穂町大字二本木、大字駒形富士山、大字高根及び大字箱根ケ崎各地内
面積			約22.9ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館　2. ゲームセンター、ヌードスタジオ、アダルトショップ 3. 学校　4. 老人ホーム、保育所　5. 図書館、博物館、美術館 6. 上記建築物に付属するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	115㎡
		建築物等の意匠形態の制限	1. 広告塔、広告板及び案内板の表示面積（裏面及び側面は含めず。）は、7㎡以下でなければならない。ただし、建築物の壁面から突出するものについては、5㎡以下とする。また、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないものとする。 2. 本地区内にある施設以外の施設のための広告塔、広告板及び案内板を設置してはならない。
		垣又はさくの構造の制限	生け垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、高さ1.0m以下のコンクリートブロック造、石積等はこの限りでない。

※詳細内容については、都市計画課へお問合せください。

箱根ケ崎駅西地区地区計画

平成15年 1月31日都市計画決定　瑞穂町告示第10号
平成28年 3月30日都市計画変更　瑞穂町告示第67号
平成30年 3月30日都市計画変更　瑞穂町告示第67号

位置			瑞穂町大字箱根ケ崎字宿西、字松原、字野辺、字池廻り、字西平、字加藤塚及び字狭山各地内
面積			約29.5ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 住商共存地区：ホテル又は旅館　駅前中心商業地区：a、b及びc 住工共存地区：ホテル又は旅館、b及びc　工業地区：b及びc ※a、b、cの内容については下記のとおりです。 a）幹線道路や駅前広場に面する部分で1階を居住の用に供するもの（玄関、階段等はこの限りでない。） b）風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第5号に規定する「風俗営業」の用に供する建築物 c）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の用に供する建築物（瑞穂町内で発生した一般廃棄物処理施設の用に供する建築物を除く。）
		区域の特性に応じた容積率	地区の名称／道路の整備前／道路の整備後 低層住宅地区　60%　100% 住商共存地区　60%　200% 駅前中心商業地区　60%　300% 住工共存地区　60%　200% ※区域の特性に応じ、建築指導事務所の認定により高い「容積率」を適用することが出来る。＝誘導容積の認定（東京都多摩建築指導事務所へ認定手続が必要になります。）
		区域の特性に応じた建ぺい率	地区の名称／道路位置の指定前／道路位置の指定後 低層住宅地区　30%、40%　50% 住商共存地区　30%　60% 駅前中心商業地区　30%　80% 住工共存地区　30%、40%　60%
		建築物の敷地面積の最低限度	低層住宅地区：115㎡　住商共存地区：130㎡　駅前中心商業地区：150㎡ 住工共存地区：200㎡　工業地区：250㎡ ただし、本地区計画に係る都市計画決定時において、現に建築物の敷地として使用されている土地及び仮換地指定された土地で、この規定に適合しないものについてはこの限りでない。
		壁面の位置の制限	低層住宅地区・住商共存地区　：　0.5m／0.5m　（道路境界／隣地境界） 駅前中心商業地区　：　1.0m／0.5m 住工共存地区　：　1.5m／0.5m 工業地区　：　2.0m／1.0m ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 2. 物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除く）に供し軒の高さ2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡であるもの。 3. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 屋根及び外壁等については、刺激的な色彩・装飾を避け、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。 2. 屋外広告物、工作物等についても周辺環境と調和し、景観に配慮したものとするとともに落下等の危険のないものとする。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面して設ける垣又はさく（門柱を除く。）の構造は、生け垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、高さ0.6m以下のコンクリートブロック造、石積等及び法律等により設置が義務づけられたもの、又は町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
	土地の利用に関する事項		緑豊かで潤いのある街並み形成を目指すため、各地区の敷地内においては景観に配慮した緑化を積極的に推進するとともに、屋上緑化、壁面緑化にも努める。

※箱根ケ崎駅西地区地区計画区域は、区域の中を5つの地区（低層住宅地区→第一種低層住居専用地域、住商共存地区→第一種住居地域、駅前中心商業地区→近隣商業地域、住工共存地区→準工業地域、工業地区→工業地域）に分けて制限をかけています。地区の位置など詳細内容については、都市計画課へお問合せください。

新青梅街道沿道地区地区計画

平成29年 3月31日都市計画決定　瑞穂町告示第61号
令和 2年 2月 4日都市計画変更　瑞穂町告示第27号

位置			瑞穂町大字武蔵、大字石畑字二本榎、字砂前、大字殿ケ谷字榎内川添及び字砂前川添各地内
面積			約7.3ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	ホテル又は旅館は、建築してはならない。
		建築物の敷地面積の最低限度	130㎡ ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1. 本地区計画の決定告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で、この規定に適合しないもの 2. 本地区計画の決定告示日以降において、公共施設の整備等により土地が減少し、この規定に適合しないこととなるもの
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離及びその他の敷地境界線までの後退距離は、0.5m以上とする。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1. 壁面の後退距離に満たない部分にある外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 2. 物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 3. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1. 広告塔、広告板及び案内板の表示面積（裏面及び側面は含めず。）は、7㎡以下でなければならない。ただし、建築物の壁面から突出するものについては、5㎡以下とする。 2. 本地区内にある施設以外の施設のための広告塔、広告板及び案内板を設置してはならない。 3. 屋根、外壁等及び屋外広告物、工作物等については、刺激的な色彩・装飾を避け、周辺環境に調和した落ち着いたものとする。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面して設ける垣又はさく（門柱を除く。）の構造は、生け垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、高さ1.0m以下のコンクリートブロック造、石積等及び法律等により設置が義務づけられたもの、又は町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
	土地の利用に関する事項		緑豊かで潤いのある街並み形成を目指すため、敷地内においては景観に配慮した緑化を積極的に推進するとともに、屋上緑化、壁面緑化にも努める。

※詳細内容については、都市計画課へお問合せください。

都市計画決定及び変更概要

区域区分、地域地区等

種類	告示年月日及び告示番号
都市計画区域	昭和32年12月28日 建設省告示第1817号 昭和36年10月 5日 建設省告示第2271号
市街化区域及び市街化調整区域	昭和45年12月26日 東京都告示第1421号 昭和48年11月20日 東京都告示第1212号 昭和56年 5月27日 東京都告示第 572号 平成 2年 3月 9日 東京都告示第 275号 平成 8年 5月31日 東京都告示第 663号 平成16年 6月24日 東京都告示第1070号 令和 6年 4月26日 東京都告示第 588号
用途地域	昭和48年11月20日 東京都告示第1193号 昭和49年 8月27日 東京都告示第 887号 昭和54年 1月24日 東京都告示第 77号 昭和54年11月10日 東京都告示第1194号 昭和56年 5月27日 東京都告示第 581号 平成 2年 3月 9日 東京都告示第 281号 平成 8年 5月31日 東京都告示第 683号 平成15年 1月31日 東京都告示第 77号 平成16年 6月24日 東京都告示第1090号 平成29年 3月31日 瑞穂町告示第 62号 平成30年 3月30日 瑞穂町告示第 68号 令和 2年 2月 4日 瑞穂町告示第 28号 令和 6年 4月26日 瑞穂町告示第 104号
高度地区	昭和48年11月20日 瑞穂町告示第 48号 昭和56年 5月27日 瑞穂町告示第 56号 平成 2年 3月 9日 瑞穂町告示第 9号 平成 8年 5月31日 瑞穂町告示第 59号 平成11年11月11日 瑞穂町告示第 97号 平成15年 1月31日 瑞穂町告示第 11号 平成29年 3月31日 瑞穂町告示第 63号 平成30年 3月30日 瑞穂町告示第 69号 令和 2年 2月 4日 瑞穂町告示第 29号 令和 6年 4月26日 瑞穂町告示第 105号
防火・準防火地域	昭和48年11月20日 瑞穂町告示第 49号 昭和56年 5月27日 瑞穂町告示第 57号 平成 2年 3月 9日 瑞穂町告示第 10号 平成 8年 5月31日 瑞穂町告示第 60号 平成15年 1月31日 瑞穂町告示第 12号 平成29年 3月31日 瑞穂町告示第 64号 令和 2年 2月 4日 瑞穂町告示第 30号 令和 6年 4月26日 瑞穂町告示第 106号
特別用途地区	昭和48年11月20日 東京都告示第1225号 昭和48年11月20日 瑞穂町告示第 47号 昭和56年 5月27日 瑞穂町告示第 58号 平成 2年 3月 9日 瑞穂町告示第 11号 平成 8年 5月31日 瑞穂町告示第 61号 平成15年 1月31日 瑞穂町告示第 13号 平成30年 3月30日 瑞穂町告示第 70号 令和 6年 4月26日 瑞穂町告示第 107号

都市計画道路

番号	名称	起点	終点	延長(m)	幅員(m)	告示年月日及び告示番号
3・3・18	下師岡中央線	瑞穂町長岡二丁目	瑞穂町長岡三丁目	1,180	22	昭和47年12月25日 東京都告示第1453号 平成元年 6月16日 東京都告示第 677号
3・3・27	松原二本木線	瑞穂町南平二丁目	瑞穂町大字高根字狭山平	3,700	23	昭和47年12月25日 東京都告示第1453号 昭和52年 1月12日 東京都告示第 12号 平成元年 6月16日 東京都告示第 677号
3・4・4	新青梅街道線	瑞穂町大字殿ケ谷字榎内川添	瑞穂町大字長岡下師岡字二本松	4,260	18～32	昭和36年10月 5日 建設省告示第2288号 昭和45年 8月 7日 東京都告示第 844号 平成元年 6月16日 東京都告示第 677号 平成17年 3月11日 東京都告示第 338号
3・4・10	東京環状線	福生市大字熊川字東	瑞穂町大字二本木字向長田	8,610	18～35	昭和36年10月 5日 建設省告示第2288号 昭和37年12月22日 建設省告示第3181号 昭和52年 1月12日 東京都告示第 12号 昭和54年11月10日 東京都告示第1203号 平成元年 6月16日 東京都告示第 677号 平成18年 3月10日 東京都告示第 264号
3・4・12	羽箱根線	羽村市川崎字下河原	瑞穂町大字箱根ケ崎字宿西	4,380	18～37	昭和36年10月 5日 建設省告示第2288号 平成元年 6月16日 東京都告示第 677号 平成 6年 8月29日 東京都告示第1001号
3・4・15	羽松原街道線	羽村市羽東一丁目	瑞穂町箱根ケ崎西松原	2,780	16～20.5	昭和36年10月 5日 建設省告示第2288号 昭和37年12月22日 建設省告示第3181号 昭和47年12月25日 東京都告示第1453号 平成元年 6月16日 東京都告示第 677号
3・4・21	二本木青梅線	瑞穂町大字二本木字向長田	瑞穂町大字箱根ケ崎字武蔵野	3,000	16	昭和37年12月22日 建設省告示第3181号 昭和52年 1月12日 東京都告示第 12号 平成元年 6月16日 東京都告示第 677号
3・4・26	瑞穂飯能線	瑞穂町大字駒形富士山字富士山通り	瑞穂町大字二本木字殿山下	2,010	16	昭和37年12月22日 建設省告示第3181号 平成元年 6月16日 東京都告示第 677号
3・4・29	下師岡栗原線	瑞穂町長岡一丁目	瑞穂町長岡一丁目	360	16	昭和47年12月25日 東京都告示第1453号 昭和50年 7月23日 東京都告示第 756号 平成元年 6月16日 東京都告示第 677号
3・4・30	稲荷ケ丘線	瑞穂町大字箱根ケ崎字宿西	瑞穂町大字箱根ケ崎字野辺	450	18	平成 6年 8月29日 東京都告示第1001号 平成 7年 2月16日 東京都告示第 157号
3・5・17	狭山ケ岡線	瑞穂町大字殿ケ谷字宮前	瑞穂町大字箱根ケ崎字西平	2,580	12～28	昭和36年10月 5日 建設省告示第2288号 平成元年 6月16日 東京都告示第 677号 平成 7年 2月16日 東京都告示第 157号 平成 7年11月15日 瑞穂町告示第 90号
3・5・22	阿豆佐味線	武蔵村山市中原三丁目	瑞穂町大字殿ケ谷字宮前	1,400	12～15	昭和36年10月 5日 建設省告示第2288号 平成元年 6月16日 瑞穂町告示第 51号 平成 7年11月15日 瑞穂町告示第 91号 平成22年 1月 6日 瑞穂町告示第 1号
3・5・23	石畑中央線	瑞穂町大字武蔵	瑞穂町大字石畑字坊ケ谷戸	1,420	12～15	昭和36年10月 5日 建設省告示第2288号 平成元年 6月16日 瑞穂町告示第 51号 平成22年 1月 6日 瑞穂町告示第 1号
3・5・24	御伊勢山通り線	瑞穂町大字殿ケ谷字土手向	瑞穂町大字箱根ケ崎字宿東	2,720	12～16	昭和36年10月 5日 建設省告示第2288号 平成元年 6月16日 瑞穂町告示第 51号
3・5・25	富士山二本木線	瑞穂町大字高根字高根新田	瑞穂町大字二本木字下西原	880	12	昭和37年12月22日 建設省告示第3181号 平成元年 6月16日 瑞穂町告示第 51号

都市計画公園（広域公園）

名称		位置	面積（ha）	告示年月日及び告示番号
番号	公園名			
9・6・1	野山北・六道山公園	瑞穂町大字殿ケ谷、大字石畑、大字箱根ケ崎、大字駒形富士山及び大字高根各地内	260 (129.8)	平成 2年 8月 3日 東京都告示第 903号 平成 5年11月15日 東京都告示第1227号 平成11年 8月27日 東京都告示第 993号

都市計画公園(近隣公園)

名称		位置	面積（ha）	告示年月日及び告示番号
番号	公園名			
3・3・4	瑞穂	箱根ケ崎字日光海道東地内	2.15	昭和36年10月 5日 建設省告示第2287号
3・3・5	下師岡	長岡二丁目地内	1.10	昭和47年12月23日 東京都告示第1427号 昭和50年 7月23日 東京都告示第 753号
3・3・6	松原中央	箱根ケ崎西松原地内	2.00	昭和47年12月23日 東京都告示第1427号

都市計画公園(街区公園)

名称		位置	面積（ha）	告示年月日及び告示番号
番号	公園名			
2・2・8	元宿	長岡長谷部字元宿地内	0.12	昭和36年10月 5日 建設省告示第2287号
2・2・10	西平	箱根ケ崎字西平地内	0.87	昭和36年10月 5日 建設省告示第2287号 昭和51年12月17日 瑞穂町告示第 46号
2・2・11	稲荷ケ丘	箱根ケ崎字宿西地内	0.46	昭和36年10月 5日 建設省告示第2287号 平成 6年 8月16日 瑞穂町告示第 57号 令和 4年 3月15日 瑞穂町告示第 45号
2・2・12	円山	箱根ケ崎字池廻り地内	0.35	昭和36年10月 5日 建設省告示第2287号 昭和48年12月25日 瑞穂町告示第 55号
2・2・13	宿東	箱根ケ崎字宿東地内	0.25	昭和36年10月 5日 建設省告示第2287号
2・2・14	御岳	石畑字吉野岳地内	0.28	昭和36年10月 5日 建設省告示第2287号
2・2・15	殿ケ谷	殿ケ谷字狭山平地内	0.12	昭和36年10月 5日 建設省告示第2287号
2・2・16	阿豆佐味	殿ケ谷字宮前地内	0.29	昭和36年10月 5日 建設省告示第2287号 平成22年 1月 6日 瑞穂町告示第 2号
2・2・17	一本榎	殿ケ谷字榎内川添地内	0.30	昭和36年10月 5日 建設省告示第2287号
2・2・18	元狭山	駒形富士山字小ハケ地内	0.40	昭和37年12月22日 建設省告示第3180号
2・2・19	狭山谷	石畑字狭山谷地内	0.37	昭和46年 7月 8日 瑞穂町告示第 22号 平成 5年 3月 2日 瑞穂町告示第 11号
2・2・20	玉林寺	殿ケ谷字山際地内	0.15	昭和48年 6月 6日 瑞穂町告示第 23号
2・2・21	円福寺北	箱根ケ崎字狭山地内	0.42	昭和48年12月25日 瑞穂町告示第 55号
2・2・22	高根下	高根字高根下地内	0.21	昭和51年12月17日 瑞穂町告示第 46号
2・2・34	みずほさかえ	むさし野二丁目地内	0.16	昭和52年12月15日 瑞穂町告示第 46号
2・2・51	松山	高根字高根新田地内	0.18	昭和56年11月25日 瑞穂町告示第 110号
2・2・52	駒形	二本木字和田地内	0.25	昭和61年 7月17日 瑞穂町告示第 48号
2・2・53	かすが	長岡四丁目地内	0.43	昭和63年 1月14日 瑞穂町告示第 5号
2・2・54	下野	長岡一丁目地内	0.25	昭和63年 1月14日 瑞穂町告示第 5号
2・2・55	若草	長岡一丁目地内	0.14	昭和63年 1月14日 瑞穂町告示第 5号
2・2・56	さくら	箱根ケ崎東松原地内	0.24	昭和63年 1月14日 瑞穂町告示第 5号
2・2・57	松原ひがし	箱根ケ崎東松原地内	0.37	昭和63年 1月14日 瑞穂町告示第 5号
2・2・58	松原西	箱根ケ崎西松原地内	0.45	昭和63年 1月14日 瑞穂町告示第 5号
2・2・59	南平ひばり	南平二丁目地内	0.37	昭和63年 1月14日 瑞穂町告示第 5号
2・2・60	二本木	二本木字長田久保地内	0.32	昭和63年11月 1日 瑞穂町告示第 75号
2・2・74	むさしの	むさし野一丁目地内	0.25	平成 5年 3月 2日 瑞穂町告示第 11号
2・2・75	交通	箱根ケ崎字秩父海道北地内	0.46	平成 5年 3月 2日 瑞穂町告示第 11号
2・2・84	富士見	むさし野二丁目地内	0.15	平成10年 9月11日 瑞穂町告示第 99号 平成23年 8月24日 瑞穂町告示第 157号
2・2・89	駅西	箱根ケ崎字野辺及び字松原各地内	0.22	令和 4年 3月15日 瑞穂町告示第 45号
2・2・90	宿西	箱根ケ崎字宿西地内	0.14	令和 4年 3月15日 瑞穂町告示第 45号

都市計画緑地

名称		位置	面積（ha）	告示年月日及び告示番号
番号	公園名			
7	長谷部	長岡長谷部地内	4.70	昭和36年10月 5日 建設省告示第2286号
8	狭山池	箱根ケ崎地内	8.70	昭和36年10月 5日 建設省告示第2286号
11	池廻	箱根ケ崎地内	0.29	昭和58年 1月 6日 瑞穂町告示第 4号
12	つつじヶ丘	長岡一丁目、箱根ケ崎西松原及び南平二丁目各地内	1.10	昭和63年 1月14日 東京都告示第 40号
13	松原西	箱根ケ崎西松原地内	1.00	昭和63年 1月14日 東京都告示第 40号
14	南平	南平二丁目地内	0.58	昭和63年 1月14日 瑞穂町告示第 6号
15	松原東	箱根ケ崎東松原地内	0.19	昭和63年 1月14日 瑞穂町告示第 6号
16	桜	箱根ケ崎東松原地内	0.45	昭和63年 1月14日 瑞穂町告示第 6号
17	下野	長岡一丁目地内	0.75	昭和63年 1月14日 瑞穂町告示第 6号
18	春日	長岡四丁目地内	0.57	昭和63年 1月14日 瑞穂町告示第 6号

都市計画火葬場

名称		位置	面積（ha）	告示年月日及び告示番号
番号	火葬場名			
第1号	瑞穂斎場組合	富士山栗原新田字富士原及び箱根ケ崎字池廻り地内	2.8	昭和62年11月17日 瑞穂町告示第 70号 平成12年12月 1日 瑞穂町告示第144号 平成14年12月10日 瑞穂町告示第177号 平成18年 6月30日 瑞穂町告示第125号

都市計画河川

名称		位置		区域		告示年月日及び告示番号
番号	河川名	起点	終点	幅員	延長	
第1号	残堀川	殿ケ谷字榎内川添	箱根ケ崎池廻り	24～22m	2,190m	昭和47年12月25日 東京都告示第1451号

都市計画ごみ処理場

名称		位置	面積（ha）	告示年月日及び告示番号
番号	ごみ処理場名			
第3号	瑞穂町ごみ処理施設	箱根ケ崎字南平地内	0.8	平成12年12月 1日 瑞穂町告示第145号 平成19年 7月12日 瑞穂町告示第154号

土地区画整理事業

名称	決定年月日	認可年月日	換地処分年月日	面積(ha)	施行者
福生都市計画事業瑞穂町西部土地区画整理事業	昭和47年12月25日	昭和49年 8月 1日	平成 4年 3月31日	約176.7	瑞穂町
福生都市計画事業瑞穂町箱根ケ崎駅西土地区画整理事業	平成 6年 8月29日	平成 8年 3月 6日	（事業中）	約27.4	瑞穂町
瑞穂町殿ケ谷土地区画整理事業	－	平成 8年 6月11日	（事業中）	約38.8	瑞穂町殿ケ谷土地区画整理組合